

「第348回判例・事例研究会」

「財産開示請求の注意点等」

日 時	令和2年8月19日
場 所	湊総合法律事務所 第1会議室
報 告 者	弁護士 中村 駿

1、強制執行の不奏功等要件の疎明の程度

(1) 条文

(実施決定)

第九十七条 執行裁判所は、次の各号のいずれかに該当するときは、執行力のある債務名義の正本を有する金銭債権の債権者の申立てにより、債務者について、財産開示手続を実施する旨の決定をしなければならない。

二 知っている財産に対する強制執行を実施しても、申立人が当該金銭債権の完全な弁済を得られないことの疎明があつたとき。

(2) 疎明の程度

全ての財産について疎明資料の添付は必ずしも必要ないと思われる。疎明資料が付けられない場合、「財産調査結果報告書」の各財産の欄中、「次の理由により調査が困難である」との欄に調査困難である理由を記載するだけで足りる場合もある。

改正前は、債務者の住所地の不動産登記簿などを提出させる程度でその疎明としては足りると判断していることが多かったとされ、改正後も同様であると考えられる。

2、費用について

(1) 申立手数料、予納郵便切手

相手方	申立手数料 (収入印紙)	予納郵券
債務者	2000 円	6000 円
第三者	1000 円	94 円 (※郵送での申立て時)

※同一の債務名義に複数の債務者が記載されている場合、債務者ごとに別事件として申立の必要有。

※第三者に対する申立てにおいて、第三者の数は手数料に影響しない。

※対象となる財産の種類が違う場合は、財産ごとに別事件として申立の必要有。

※不動産の情報を対象とした申立の申立手数料等は現状未定。

(2) 予納金 (予納する金額は、裁判所が指示します。)

取得情報の種類	予納金額
勤務先情報	1 件あたり 6000 円 (※第三者が 1 名増えるごとに 2000 円ずつ増額)
預貯金情報 株式情報	1 件あたり 5000 円 (※第三者が 1 名増えるごとに 4000 円ずつ増額)

※予納金には、手続における郵便費用、預貯金情報や株式情報の申立事件では、情報を提供する金融機関 (第三者) への報酬 (1 か所あたり 2000 円)が含まれる。

3、財産開示手続実施決定後及び情報提供決定後の手続

(1) 対債務者

- ① 実施決定が確定後、1 箇月ほど後の日が財産開示期日として指定される。なお、財産開示期日の約 10 日前の日が債務者等（開示義務者）の財産目録提出期限と指定される。
 - ② 申立人（申立人が法人の場合は代表者）、同代理人弁護士、同許可代理人は、財産開示期日に出頭し、執行裁判所の許可を得て、開示義務者に対し質問することが可能（民事執行法 199 条 4 項）。この際、根拠のない探索的な質問や債務者を困惑させる質問は許可されない。なお、財産開示期日の円滑な実施のため、質問がある場合は、事前に質問書を提出する。
- ※1 提出された財産目録は、民事執行法 201 条に掲げられた者に限り、財産開示期日前においても閲覧、謄写が可能。
- ※2 開示義務者が財産目録を提出した後は、債務者の同意がない限り、財産開示手続申立事件を取り下げることはできない（民事執行法 20 条、民事訴訟法 261 条 2 項）。
- ※3 執行力のある債務名義の正本及び同送達証明書（同確定証明書も同様）は、財産開示手続の実施決定が確定または事件が取下げ等で終局するまで還付されない。
- ※4 開示義務者が財産開示期日に出頭しなかった場合、財産開示手続は終了する。

(2) 対第三者

ア 不動産情報及び勤務先情報の申立て

- ① 申立書と添付書類から要件が満たされていると判断された場合、情報提供命令が発令される。
- ② 債務者に対して、情報提供命令正本が送達される。債務者は 1 週間以内に執行抗告をすることが可能。
- ③ ②と同時に、申立人に対し、情報提供命令正本が送付される。
- ④ 情報提供命令が確定すると、第三者に対し、情報提供命令正本が送付される。
- ⑤ 債務名義正本等は、情報提供命令確定後に返還が可能となる。申立てと同時に還付申請をしていれば、原則として、債務名義正本等は最初に提出された情報提供書の写しに同封して申立人に送付されるため、強制執行の準備を行うことができる。

イ 預貯金情報及び株式情報の申立て

- ① 申立書と添付書類から要件が満たされていると判断された場合、情報提供命令が発令される。
 - ② 第三者に対し、情報提供命令正本が送付される。
 - ③ ②と同時に、申立人に対し、情報提供命令正本が送付される。
 - ④ 債務名義正本等は、申立てと同時に還付申請をしていれば、原則として、③の情報提供命令正本に同封して申立人に送付されるため、強制執行の準備を行うことができる。第三者による情報提供から 1 か月を経過すると、順次債務者に情報提供通知が送付されるので、注意が必要。
- ※ 情報提供命令到着後 2 週間以内に回答を行うよう求められている。